

サーバ室入退室管理システム更新に伴う調達仕様書

1 業務概要

本業務は、サーバ室の入退室について、静脈による生体認証方式の装置の調達、構築及び保守を行うものである。

2 調達範囲

(1) ハードウェア調達

ア 認証装置

(ア) 生体認証装置 2式(2扉片面)

イ 管理装置

(ア) 生体認証登録機 1式

(イ) 管理用PC 1式

(2) ソフトウェア調達

入退室管理ソフトウェア 1式

(3) 構築作業

ア ハードウェア設置 1式

イ 機器・ソフトウェア設定 1式

ウ 各種配線 1式

(4) 完成図書作成

製品取扱説明書・マニュアル・機器構成図 1式

3 業務範囲の詳細仕様

本業務における個々の詳細仕様は以下のとおりとする。

(1) ハードウェア調達

ア 認証装置

認証装置は、手のひら静脈による生体認証を行うものとし、次の要件を満たすこと。

(ア) 生体認証装置

a なりすましを防止するため手のひらの静脈情報を読み取ること。

b 本人拒否率が0.01%以下であること。

c 他人受入率が0.00001%以下であること。

d 読み取りセンサーは非接触式であること。

e 認証方法は、以下ができること。

・ 1対1認証 (ID入力と生体情報を組み合わせることで認証)

・ 1対N認証 (生体情報のみで認証)

f テンキー機能を装備していること。ID入力は、「0から9」までの数字により、2桁以上で任意に設定できること。

- g 1対1認証（ID入力と生体情報を組み合わせて認証）するときの認証時間（認証開始から認証完了まで）は1秒以内であること。
1対N認証（生体情報のみで認証）は2秒以内であること。
- h サイズはW185×H150×D60（mm）以下であること。
- i 壁面設置とし、壁への埋め込み部を設けないこと。
- j 左右どちらの手でも生体認証に支障がないこと。
- k 付け爪着用時にも対応できること。
- l 登録者以外はカード認証と暗証番号の併用で入室できること。
- m 異常、障害が発生した場合、認証装置側にて表示できること。
- n 認証装置の状態や認証判定結果を装置内蔵のLED表示で知らせること。
認証の可否／ドア開閉など。
- o 次の事象をブザー鳴動で操作者に知らせること。
認証結果／装置異常発生／テンキー操作音／連続開錠状態など
- p 認証装置で生体情報の登録が可能なこと。
また、登録した生体情報は他の認証装置でも認証できること。

イ 管理装置

（ア）生体認証登録機

- a 入室及び退室する者の生体情報を複数登録する機能を有すること。
- b USBで接続可能であること。

（イ）管理用PC

- a 入退室管理ソフトウェアの稼働を保証する性能を有すること。
- b PCは24時間運用に対応するものとする
- c 登録されたデータのバックアップ用装置を内蔵すること。
- d PC故障時に備え外部バックアップを備えておくこと。
- d 管理対象となる扉の施解錠状態を監視できること。
- e 管理用PCからの解錠・施錠が可能であること。
- f 端末のスペック等は以下のものであること。
 - OS Windows11
 - CPU Corei5 12世代と同等以上のスペック
 - メモリ 8GB以上

（2）ソフトウェア調達

入退室管理ソフトウェア

- ア 生体情報の登録機能を有すること。
- イ 生体認証登録人数は1000人以上であること。
- ウ 入退室履歴の管理が可能であること。

(3) 機器取り外し作業

現行使用している生体認証装置、直流電源装置、管理用 PC（別紙「生体認証装置等機器配置図」記載）の取り外しをすること。

(4) 構築作業

ア ハードウェア設置

(ア) 認証装置、直流電源装置及び管理用 PC は、上記 (3) で取り外した位置に設置すること。

(イ) 契約締結後、速やかに作業工程及びスケジュールを提出し、本市の承認を得ること。

(ウ) 作業は本市職員の立会い、もしくは作業の承諾を得た後、実施すること。

(エ) 必要な部材は受注者が準備すること。

(オ) 機器の搬入及び設置に関連し、受注者の責めに帰すべき事項による一切の事故、障害、設備等の破損等については、本市の指示に従い、設備の修理、修復及び交換等を速やかに無償にて行うこと。

イ ハードウェア・ソフトウェア設定

(ア) ハードウェア・ソフトウェア設定作業時の手続は、ハードウェア設置作業と同様とする。

(イ) 納入機器等の動作確認を行い、本市の承認を得た後、結果を作業完了報告書として本市に提出すること。

(ウ) 調達物品の操作方法及び運用方法について、本市の求めに応じ本市職員に対し教育を行うこと。

ウ 配線

(ア) 設置位置等の詳細調査後、新規 LAN や電源等の配線が必要な場合は、LAN ケーブル (UTP) やケーブルモール等の部材を受注者が準備すること。

エ 機器の電源供給

(ア) 機器の電源供給元に関しては本市庁舎内の既設分電盤より供給することとし、対象ブレーカについては承諾を得た後、使用すること。

なお、やむを得ない事由を除き上記 (3) で取り外した機器が接続されていた分電盤から電源供給することとする。

(5) 完成図書作成

電子データ及び紙媒体 1 部を納品すること。

提出するドキュメントを以下の通りに示す。

- ・ 機器仕様書
- ・ システム系統図
- ・ 工事写真（作業前後の比較ができる写真）
- ・ 試験成績書（現地試験成績書、フルーク LAN ケーブル性能試験書）

4 保守

(1) ハードウェア及びソフトウェア保守については、次のとおりとする。

ア ハードウェア及びソフトウェアについては 5 年間の保守で買い切りのものとし、ハードウェアの保守についてはオンサイトとすること。

(ア) 障害受付時間は、年末年始、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時とする。

(イ) 障害対応時間は、障害受付翌日午前 9 時から午後 5 時とする。

障害受付翌日が年末年始、土日祝日、受注業者の休日の場合は、その翌日の午前 9 時から午後 5 時とする。

(ウ) 無償保証期間の修理対応は本契約内とする。

(エ) 保守の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

イ ハードウェア、ソフトウェア等すべての納入物品の稼働及び保守については、物品の製造の如何に関わらず、受注者が最終責任を負うこと。

ウ その他は、受注業者と別途協議の上、決定するものとする。

(2) 保守体制

調達対象物品の供給、部品提供、修理及び保守を 5 年以上の期間に渡り供給が可能な体制にあること。

5 履行期限及び支払い

本業務履行期限及び支払いは以下のとおりとする。

ただし、機器の構築については令和 7 年 2 月 28 日までに終えるものとし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、構築業務における稼働試験として本市が運用保守期間と同様にサーバ室入退室管理システムを稼働させるものとする。

機器搬入、設置及び設定等のスケジュールについては、別途協議すること。

(1) 構築

ア 期間：契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日まで

イ 支払い：構築作業が完了し、検査後の完了払とする。

(2) 保守

ア 期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで

イ 支払い：5 年間買い切りのものとし、支払いは上記 5 (1) に合算して支払うものとする。